

役員給与規程

(総則)

第1条 一般財団法人児童健全育成推進財団（以下、財団という。）の役員に対する給与の支給については、一般財団法人児童健全育成推進財団定款（以下、定款という。）第11条及び第25条の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 役員（常勤の理事をいう。以下同じ。）の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基本給（以下「俸給」という。）
- (2) 通勤手当
- (3) 特別手当
- (4) 上半期手当
- (5) 下半期手当
- (6) 期末手当

2 前項以外に、理事・監事及び評議員に対して、理事会または評議員会に出席の都度、一人あたり20,000円を上限とした報酬を支払うことができる。但し、遠隔地からの出席のため宿泊が必要な場合等は、上限を45,000円とすることができる。

(給与の支払方法)

第3条 役員給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。但し、法令に基づき役員給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が給与の全部又は一部につき金融機関の自己の口座への振込を希望した場合には、その方法によって支払うことができる。

(俸給)

第4条 役員俸給の月額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 理事長 | 700,000円 |
| (2) 常務理事 | 600,000円 |
| (3) 理事 | 550,000円 |
| (4) 監事 | 550,000円 |

(給与の支給日)

第5条 俸給及び調整手当は、前月の11日から当月10日までの月額の全額を毎月21日に支給するものとする。但し、21日が休日に当たるときは前日（その日が休日に当たるときは、その日以後において、その日に最も近い休日でない日）に支給するものとする。

2 前項に規定する支給日に給与を支給することができない場合には、理事長が指定した日を、支給日とすることができるものとする。

(日割計算)

第6条 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項、第2項の規定により俸給を支給する場合であってその月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当の支給については、職員給与規程第14条及び通勤手当支給規則を準用する。

(特別手当)

第8条 特別手当の支給は、役員の職務内容や職務実績に応じて、俸給月額100分の40を上限として理事会において決定する。

(上半期手当、下半期手当および期末手当)

第9条 上半期手当は7月1日、下半期手当は12月1日および期末手当は3月31日（以下、この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職しまたは、解任された役員に対しても同様とする。

- 2 上半期手当、下半期手当および期末手当の支給率は、下記に定めるものとする。但し、在職年数が1年未満の役員については、勤務開始日から基準日までの総月数（別表）で算出して得た額とする。

手当の区分	支 給 率		
	① 2年以上	② 1年以上2年未満	③ 1年未満
上半期手当	100分の250	100分の200	100分の125
下半期手当	100分の300	100分の240	100分の150
期末手当	100分の100	100分の80	100分の50

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般財団法人児童健全育成推進財団の設立の登記の日から施行する。

別表

1 年未満の役員の支給率

勤務開始日	手 当 の 区 分		
	上半期手当	下半期手当	期末手当
1 月 1 日	100分の 125	100分の 150	100分の 13
2 月 1 日	100分の 104	100分の 150	100分の 8
3 月 1 日	100分の 83	100分の 150	100分の 4
3 月 3 1 日	—	—	0
4 月 1 日	100分の 63	100分の 150	100分の 50
5 月 1 日	100分の 42	100分の 150	100分の 46
6 月 1 日	100分の 21	100分の 150	100分の 42
7 月 1 日	0	100分の 125	100分の 38
8 月 1 日	100分の 125	100分の 100	100分の 33
9 月 1 日	100分の 125	100分の 75	100分の 29
1 0 月 1 日	100分の 125	100分の 50	100分の 25
1 1 月 1 日	100分の 125	100分の 25	100分の 21
1 2 月 1 日	100分の 125	0	100分の 17